



政策6 市民協働(なごやかさ)～多様性を支える協働のまちづくり～

政策の6つ目の柱は、「自助・共助・公助」のベストミックス(最適な組み合わせ)による協働・共創のまちづくりを進めるための、市民協働、人権、多様性などの施策分野に関するものです。

本政策では、市民一人ひとりが互いを認め合い、支え合う意識の醸成に取り組むとともに、地域全体で協働のまちづくりを進めることで、あらゆる場に居場所があり、活躍する機会がある、全世代・全員活躍型の社会の実現を目指します。

政策6 なごやかさ ～多様性を支える協働のまちづくり～

27 彩り豊かな協働による市民が主役のまちづくり

28 多様性を認め合い誰もが個性や能力を発揮できる社会づくり



該当するSDGs番号



政策の概況

鹿沼市自治基本条例について

鹿沼市自治基本条例は、公募市民の委員により設置された「鹿沼市自治基本条例を考える会」によりつくられた市民手づくりの条例です。多くの市民の意見を反映した条例を目指し、市民との意見交換会や、アンケートを実施しながら作成されました。

この条例は平成24年4月1日に施行され、“**自分たちのまちのことは自分たちで決めて行動する「市民自治」**”を基本としています。市民一人ひとり、自治会やNPOなどの地域活動団体、そして市や議会などと協働・連携し、それぞれの役割及び責任を担い、まちづくりを進めるための基本的な考え方がまとめられています。

自治会加入世帯数・加入率の推移



出所：鹿沼市調べ

地域の夢実現事業における主な実施事業一覧

地区名	事業名	地区名	事業名
中央	中央地区支え合い事業	東部台	南大通りにぎわい促進事業
東部	安全で安心なまちづくり事業	南摩	高齢者住環境美化支援事業
北部	安全で安心する地域づくり事業	南押原	友遊館事業
菊沢	地域のための防災啓発事業	粟野	つつじの里活性化事業
東大芦	交流拠点確立事業	柏尾	防犯・防災対策推進事業
板荷	野生鳥獣被害防護柵設置事業	清洲	安全安心なまちづくり事業
北押原	奈佐原文楽稽古場改修事業	永野	コミュニティ公園整備事業
西大芦	宅配弁当及び農村食堂運営事業	西大芦、東大芦地区合同	大芦川創生事業
加蘇	加蘇地区観光PR事業	粟野4地区合同	地域とともにある学校づくり事業
北犬飼	安全安心なまちづくり事業		

出所：鹿沼市調べ

人権なんでも相談件数の推移 (件)

相談分野	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
借家・貸家						
借地・貸地						
土地・家屋						
登記						
相続						
親子・夫婦		1	2			
相隣関係		2		1		1
金銭貸借						
戸籍						
訴訟						
交通事故						
その他		4	1	1		1
合計		7	3	2	0	2

出所：鹿沼市調べ

外国人住民数・ 総人口に占める外国人住民割合の推移



出所：総務省「国勢調査」

鹿沼市パートナーシップ宣誓制度について

「多様性の尊重と笑顔あふれるやさしいまち」の実現のため、同性カップルの方が、互いの合意に基づき宣誓する「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」を開始いたしました。

この制度は、一定の要件等を満たした上で、市長に対し宣誓することにより、本市において夫婦同等の取扱いを受けることができるというもので、宣誓者からの申請があれば、「パートナーシップ宣誓証明書」の交付を受けることができます。

右図は鹿沼市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック表紙のロゴデザインです。世界人権宣言と市制施行70周年を記念し作成した多様性のシンボルである「さつきの花」のピンバッジをデザイン化しました。





施策の将来像

市民一人ひとりが認め合い、支え合い、様々な分野で活躍できる協働のまちが形成されています。



目標指標

No.	指標名	単位	直近の実績値	計画最終年度の目標値	目指す方向性
1	市民、市議会、行政が連携してまちづくりに取り組んでいると感じている市民の割合	%	32.3(R3)	32.7	↗
2	自治会やコミュニティの活動(地域のお祭り、清掃等)、市民団体やNPO等が行う活動、学校や職場などのボランティア活動への参加率	%	52.9(R3)	53.3	↗
3	市民活動広場ふらっとの利用者数	人	9,249(R2)	25,000	↗
4	多文化共生ボランティア登録者数	人	89(R2)	100	↗

※市民活動広場ふらっとの利用者数 2年間(H30~R1)平均 24,116人



現状と課題

- 核家族化や生活様式の多様化に伴い、コミュニティ意識の希薄化が課題となっています。行政だけで市民ニーズや地域課題に対応することが難しい状況にある中、本市では自治基本条例を制定して、市民自治を基本とした協働のまちづくりを推進しており、市民一人ひとりが自助・共助・公助の意識を持って自ら行動することが求められています。
- 特に、災害対策、地域包括ケアシステムや地域学校協働活動などさまざまな分野での協働体制づくりの必要性が高まっており、重要な担い手となる地域コミュニティや市民団体などとの連携が重要です。
- 地区コミュニティセンターは、市役所の出張所、公民館機能としてのほか、地域コミュニティの拠点としても重要な役割を担い、地域の核となる施設です。また、地域人材の活躍の場として期待されていますが、施設の老朽化により維持管理経費が増加しており、現在14か所ある施設の更新・維持が困難となっています。
- 外国籍市民の増加や滞在期間の長期化に伴う生活様式や、文化の多様化により様々な課題が顕在化しています。そのため、誰もが異なる文化を認め合い、活躍できる環境を整えるとともに、いつでも相談できる体制を構築する必要があります。



関連する個別計画

No.	計画名	計画期間
1	第3期かぬま多文化共生プラン	2022(令和4)年度~2026(令和8)年度



取組方針(公助)

① 市民協働のまちづくりを進めます。

- 市民が積極的にコミュニティ活動等に参加できる環境づくりや、市民協働の取り組みを促進します。
- 地域活動に取り組む人材の育成に努めます。
- 市民活動広場ふらっとが行う市民活動の中間支援を充実させます。
- 地域課題の解決に向けて、NPOや企業等との連携を支援します。

② 地域住民が主体的に考え実施する取組みを促進します。

- 地区ごとの課題を解消するため、市民自治による地域づくりを支援します。
- 地域の自立に向けた、住民と行政、各種団体による協働での取組みを推進します。

③ 持続可能な地域コミュニティ支援と活動拠点の適正化を図ります。

- 自治会などの地域コミュニティ活動に対する支援の充実を図ります。
- 地域拠点の機能の適正化及び自立化を図ります。

④ 多様な国籍や文化の異なる人々が共生する地域づくりを進めます。

- 外国籍市民の生活相談等を充実させます。特に、子育てや教育に関する支援の充実に努めます。
- 外国籍市民を含めたすべての市民に分かりやすい、「やさしい日本語」の普及に努めます。
- 外国籍市民が日常生活を送る上での利便性を向上するため、デジタル化の推進に努めます。

市民がみんなで協力してできること(自助・共助)

自分自身や家族と協力してできること(自助)

- 様々な人とあいさつを交わし、交流します。
- 自治会活動や地域活動に参加します。

近所の方々、自治会、企業、民間の団体などと協力してできること(共助)

- 自治会や自治会協議会等が実施している事業に参画します。
- 地域の課題について考え、行動します。
- 各団体が得意分野で活躍し、連携することで、協働のまちづくりを推進します。



施策の将来像

一人ひとりの違いを認め合い、尊重し合い、社会のあらゆる分野に全ての人々が主体的に参画しています。



目標指標

No.	指標名	単位	直近の実績値	計画最終年度の目標値	目指す方向性
1	人権侵害されていないと感じる割合	%	79.6(R3)	85	↗
2	多様性に対する理解度	%	52.3(R3)	55.0	↗
3	市審議会等への女性登用率	%	21.3	40	↗



現状と課題

- 昨今の人権意識の高まりにより、身近な人権問題に対して、解決を望む声があることから、外国籍市民や障がいのある人など社会生活を営むうえで困難を抱える人等への理解促進や個々の生き方に沿った支援が求められています。また、全ての人の人権が尊重されるよう、相談・支援体制の充実や啓発推進が必要です。
- 女性の社会進出が進んでいる一方で、パートナーや事業所・企業等の理解や仕事と家事・育児等を両立させるための環境整備は十分ではない状況にあります。働く女性がさらに活躍するためには、待遇改善や女性活躍の機会の拡大に取り組む必要があります。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)に関しては、身近なところで被害が生じている一方で顕在化していない事例も多いことから、相談につながりやすい体制整備や広報・啓発、相談対応者の質の向上が重要です。また、被害者のできるだけ早い自立・生活再建のための支援体制の充実が求められています。
- 性の多様性を認め合う動きは広がってきていますが、社会全体として、適切な理解促進に向けた取組が必要です。
- 全ての人の人権と環境が守られる平和な社会の実現に向け、市民の平和意識の向上に努めることが大切です。戦後、75年以上が経過し、戦争を知る世代が減少しています。そのような中で、平和の尊さ、戦争の悲惨さ、命や人権の大切さを後世に語り継ぐ取組が求められています。



関連する個別計画

No.	計画名	計画期間
1	第2次人権啓発推進総合計画	2019(令和元)年～2028(令和10)年
2	かめま男女共同参画プラン2022	2022(令和4)年～2026(令和8)年



取組方針(公助)

① 身近な人権問題や性の多様性などについての理解促進に努めます。

- 人権講演会、街頭人権啓発活動等の市民への啓発事業を実施します。
- 人権擁護委員の活動支援や人権相談体制の拡充を図ります。
- パートナーシップ制度を適切に運用します。 **New!**
- 平和行政を推進し、市民の平和に関する意識の向上を図ります。

② 男女共同参画社会の実現に向け、意識の向上を図ります。

- 男女共同参画推進のための啓発事業を実施します。
- 女性の人材育成など各分野における女性の活躍に向けた支援を実施します。
- 女性が活躍できるまちづくり(地域活動)支援を行います。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行います

③ 女性等に対する暴力の根絶に向けた啓発や相談事業体制の充実を図ります。

- 女性に対する暴力をなくすための啓発やセミナー等を実施します。
- DV(ドメスティック・バイオレンス)相談事業を充実します。
- シェルター運営等に対する事業補助を行います。

※障がい者の人権については施策No.11「障がい者福祉の充実」、外国籍市民の人権については施策No.27「彩り豊かな協働による市民が主役のまちづくり」において取り組みます。

市民がみんなで協力してできること(自助・共助)

自分自身や家族と協力してできること(自助)

- 家族で、人権問題を身近な問題として話し合い、人権尊重に対する理解を深めます。
- 家庭において、「男らしさ」「女らしさ」といった性差意識にとらわれない意識を育てます。
- 家族がお互いの人権を尊重し、固定的役割分担意識にとらわれず、協力して生活します。
- 家庭などにおいて、平和の尊さと戦争の悲惨さを学び、継承する思いを育てます。

近所の方々、自治会、企業、民間の団体などと協力してできること(共助)

- 一人ひとりの違いを豊かさとして認め合えるよう、人権意識の高揚を図ります。
- 地域の実情やニーズを踏まえ、人権や平和について学習できる機会の充実を図ります。
- 身近な地域活動や団体の活動において、男女が社会の対等な構成員となるよう意識の啓発を行います。